

## 和歌山市優良建設工事表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市（以下「市」という。）が発注した建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）において他の模範と認められる受注者、主任技術者及び監理技術者を表彰し、もって市の建設業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 市が発注した建設工事を受注した建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。）をいう。
- (2) 主任技術者 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (3) 監理技術者 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者及び同条第4項に規定する特例監理技術者をいう。

(表彰の種類等)

第3条 表彰は、他の模範と認められる受注者に対する優良建設工事業者表彰及び他の模範と認められる主任技術者又は監理技術者に対する優良建設工事技術者表彰とする。

2 優良建設工事業者表彰（以下「業者表彰」という。）の対象となる受注者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 市内に主たる営業所を有すること。
- (2) 表彰を行う日の属する年度の前年度（以下「選考対象年度」という。）に250万円以上で受注した建設工事を完成させていること。
- (3) 前号に規定する建設工事のうちに、当該工事に係る和歌山市請負工事成績評定要領（平成14年4月1日制定）又は和歌山市企業局請負工事成績評定要領（平成14年4月1日制定）による工事成績評定点（次号において「評定点」という。）が80点以上であるものがあること。
- (4) 選考対象年度及びその前年度において完成させた建設工事のうちに、当該工事に係る評定点が65点未満であるものがないこと。
- (5) 選考対象年度の前年度の初日から第9条第1項の規定により建設工事を選考する日までの間において、第11条各号に該当しないこと。

3 優良建設工事技術者表彰（以下「技術者表彰」という。）の対象となる主任技術者又は監理技術者は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により同項に規定する建設工事に決定された建設工事に置かれた主任技術者又は監理技術者であること。
- (2) 選考対象年度の末日において、前号に規定する建設工事を施工した受注者に、同日まで引き続き2年以上雇用され、かつ、表彰を行う日に当該受注者に雇用されていること。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年度1回市長が行うものとし、表彰状及び記念品を贈呈することにより行う。

(和歌山市優良建設工事選考委員会の組織)

第5条 業者表彰の対象となる建設工事を選考するため、和歌山市優良建設工事選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は都市建設局長、副委員長は企業局長の職を占める者をもって充てる。

3 委員会の委員は、次に掲げる職を占める者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
  - (2) 市民環境局長
  - (3) 産業交流局長
  - (4) 教育局長
  - (5) 建設総務部長
  - (6) 経営管理部長
- (委員長等の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員長又は副委員長及び委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員がやむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめ委員が指名した者を出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席委員（副委員長を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 第3項の規定によってもなお委員会を開催できないと委員長が認めるときは、持ち回りの方法により議決を行うことができる。

(選考の対象となる建設工事の通知)

第8条 建設工事を担当する課を所管する部の部長は、毎年度の終了後、第3条第2項第2号から第4号までのいずれにも該当する建設工事について、優良建設工事推薦調書（別記様式第1号）及び優良建設工事選考要件調書（別記様式第2号）により、委員会の委員長に通知するものとする。ただし、選考対象年度の前年度の初日から当該通知をすべき日の前日までの間において、当該建設工事に係る受注者が第11条各号のいずれかに該当したときは、当該建設工事について通知をしてはならない。

(表彰の対象となる建設工事の選考)

第9条 委員会は、前条の規定により通知された建設工事のうちから次に掲げる基準に照らして適当と認める建設工事を選考する。

(1) 前条の規定により通知された建設工事に優れた点があると認められること。

(2) 前条の規定により通知された建設工事において、工事災害及び住民その他第三者との間の紛争がないこと。

2 委員会は、前条の規定により提出を受けた優良建設工事調書及び優良建設工事選考要件調書並びに技術管理課が作成した優良建設工事推薦調書（総括表）（別記様式第3号）により前項の選考をするものとする。

3 委員会は、第1項の規定により選考した建設工事を施工した受注者で次の各号のいずれにも該当するものを、業者表彰の対象とすべき受注者として、市長に報告するものとする。

(1) 経営の状況が不良でないと認められること。

(2) 前条の規定による通知の日後、第1項の規定により建設工事を選考する日までの間に第11条各号に掲げる場合に該当しないこと。

4 委員会は、第1項の規定により選考した建設工事に置かれた主任技術者又は監理技術者で第3条第3項第2号に該当するものを、技術者表彰の対象とすべき主任技術者及び監理技術者として、市長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第10条 市長は、前条第3項の規定により報告された受注者を業者表彰の対象者に決定する。

2 市長は、前条第4項の規定により報告された主任技術者及び監理技術者を技術者表彰の対象者に決定する。

(表彰の取消し)

第11条 市長は、前条の規定による決定を行った日から表彰を行う日までの間に当該決定に係る者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 施工した建設工事に契約不適合(種類又は品質に関し契約の内容に適合しないもの)があることが判明したとき。

(2) 法令に違反し、建設業法の規定による監督処分を受けたとき。

(3) 和歌山市建設工事等指名停止基準(平成15年5月1日制定)又は和歌山市企業局建設工事等指名停止基準(平成15年5月1日制定)による指名停止を受けたとき。

(4) その他業者表彰又は技術者表彰の対象として適当でないと市長が認めるとき。

(庶務)

第12条 表彰及び委員会に関する庶務は、技術管理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(和歌山市優良建設工事施工業者表彰要綱の廃止)

2 和歌山市優良建設工事施工業者表彰要綱(平成16年4月1日施行)は平成20年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。